

《テレホンサービス・ファクシミリサービス利用規定》

1. サービスの内容

テレホンサービスは電話機（ダイヤル電話・プッシュホン）を使用し、またファクシミリサービスは Fax（GⅢ機）を使用して契約者ご本人が取引連絡・取引照会のサービスを利用することができるサービスです。ただし、利用できる電話機・Faxの種類は当行の都合で予告無く変更することがあります。

2. 対象口座

本サービスの対象口座は予め契約者が当行所定の申込書により指定した預金口座とします。

3. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。

4. 取引明細の連絡・照会および本人確認

- (1) 取引連絡サービスの利用に際しては、当行は予め届出のサービスご連絡電話番号に取引明細の送信をおこないます。
- (2) 取引照会サービスの利用に際しては、当行は予め届出の暗証番号と当行で受信した本人確認のための暗証番号が一致したとき、送信者を契約者本人と認め取引明細の送信をおこないます。
- (3) 当行が上記(1)、(2)により取引明細の送信を行なったうへは、本人確認のための暗証番号の盗用・不正使用、電話番号の相違などによる事故があっても、当行はそのために生じた損害について責任を負いません。

5. 送信済取引明細の内容変更

当行が取引明細の送信を行なった後に取引内容の変更があった場合には、既に送信した内容を変更または取消することがあります。

6. 取扱手数料

ファクシミリサービスの利用に際しては、当行所定の取扱手数料（消費税相当額を含みます）をいただきます。取扱手数料は月間の契約日数にかかわらず1か月分全額を申し受けます。また、当行は取扱手数料を変更することができます。

取扱手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、予め契約者が指定した取扱手数料引落口座から自動的に引落します。

7. 届出事項の変更

サービスご連絡電話番号、おところ、おなまえ、暗証番号、取扱手数料引落口座、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出が無かったことにより発生した損害およびトラブルについて当行は責任を負いません。

8. 免責事項等

次の各号の事由により連絡・照会の不能・遅延等があっても、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

- (1) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置などのやむをえない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線等に障害が生じたとき。

9. 解約等

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の申込書によるものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 依頼人に次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は通知することなく本サービスを解約できるものとします。
 - ① 支払の停止または破産、もしくは民事再生の申立等があったとき。
 - ② 相続の開始があったとき。
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明になったとき。
 - ⑤ サービスご連絡電話番号にあてて通知を発信したにもかかわらず、取引明細が未着となるとき。
 - ⑥ 取扱手数料について当行所定の日を経過しても支払がなされないとき。
 - ⑦ 6ヶ月以上にわたり本サービスの利用が無いとき。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座規定、当座勘定規定により取扱します。

1 1. 規定の変更

当行は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとし、ます。この場合、当行は、当行のホームページ上の「テレホンサービス・ファクシミリサービス利用規定」を改定し掲示します。

以上
(2020年2月改定)